

新たに市街化調整区域になった土地に関するお知らせ

届出の締切は令和7年7月23日です!!

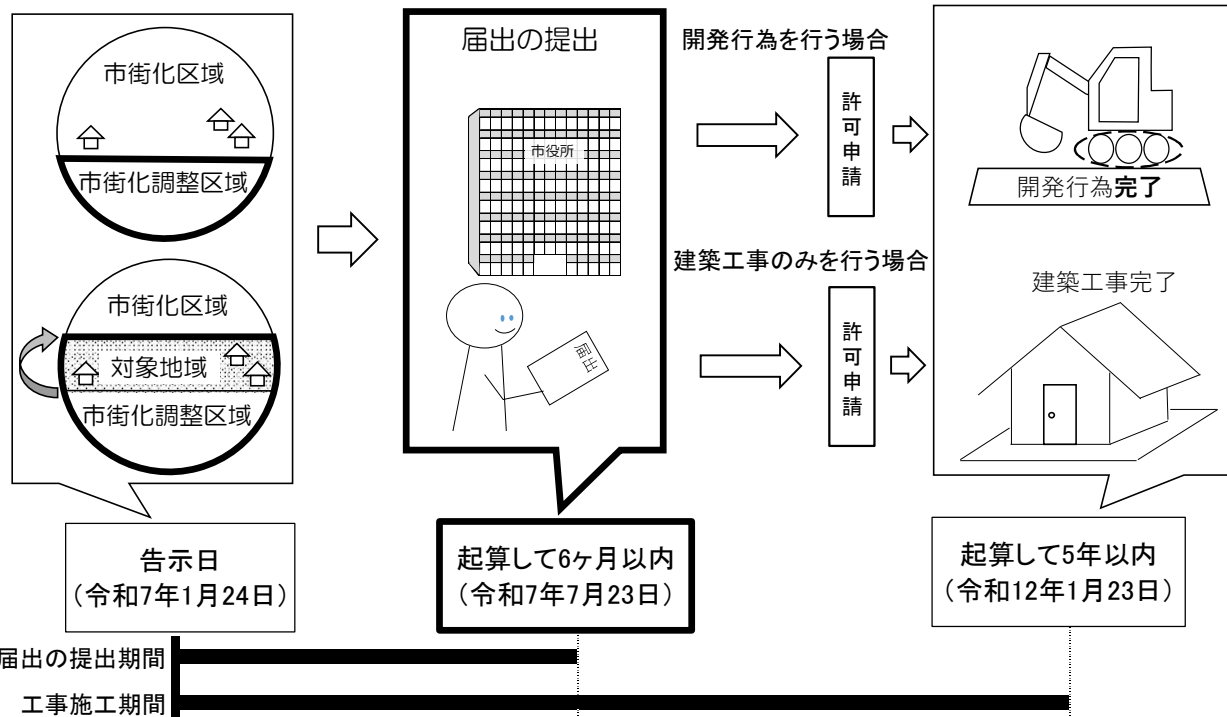
令和7年1月24日に新たに市街化調整区域になった地域で区域変更前(令和7年1月24日以前)から土地を所有されている方は、都市計画法第34条第1項第13号に基づく届出書を令和7年7月23日までに提出することで、下記のものが所有地で建築可能となります。

<建築可能なもの>

下記の全ての項目を満たすもの

- 自己用の建築物（賃貸住宅や分譲住宅、貸事務所等は建築できません）
- 従前の市街化区域の際に建築可能であった建築物
- 届出の内容と一致するもの
- 令和12年1月23日までに工事が完了するもの
- その他法令の基準を満たすもの

手続きの流れ



注意事項

届出を提出すれば、必ず建築が可能となる制度ではありませんのでご注意ください。

- 建築するためには、別途、許可申請が必要となります。
- 許可を受けるためには、都市計画法第33条の技術基準を遵守しなければなりません。
- この手続き以外にも建築基準法等のその他法令も遵守する必要があります。
- 令和7年1月24日から新たに市街化区域から市街化調整区域になった土地が対象です。

【問い合わせ先】

北九州市都市戦略局計画部 開発指導課
TEL(093)582-2644